

長野市における若者施策について

令和7年5月30日
こども未来部こども政策課

ながの子育て
応援キャラクター

サイマル



1 背景

近年の子どもを取巻く法令等の整備の状況

基本となる法令等

日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法 等

（１）こども基本法（令和５年４月１日施行）

日本国憲法 及び 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その**権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体として取り組むことができるよう**こども施策**を総合的に推進することを目的として制定・施行された。

こども施策とは、こどもに関する施策とこれと一体的に講ずべき施策をいう

◆ こどもに関する施策

- ・ こどもの健やかな成長に対する支援
- ・ 就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援
- ・ こどもの養育環境の整備

◆ 一体的に講ずべき施策

- ・ こどもや子育て家庭に関する施策：教育の振興、雇用環境の整備、医療の確保・提供など
- ・ **若者に係る施策：社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者への支援など**

(2) こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）
～ こどもまんなか社会の実現に向けて ～

こども基本法に基づき、「こども施策」を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める

基本方針

1. こども・若者を**権利の主体**として認識し、その多様な**人格・個性を尊重し、権利を保障し**、こども・若者の今とこれからの**最善の利益を図る**
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き対話しながら**、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応し**、十分に支援する
4. 良好な成長環境を確保し、**貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が**幸せな状態で成長**できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する**希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破**に取り組む
6. **施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との**連携**を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) **青年期**

- ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・ 就学支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

2 長野市の若者施策の検討(若者に関する計画の策定)について

(1)現状と今後の方向性

市の各部局においては、**青年期の若者の活動を支援する取組**や**修学・ライフデザイン・就労・結婚支援**など、**様々な分野で事業を実施**している。今後、若者施策を体系的に整理することで、ライフステージに応じた施策の展開につなげる。

また、こどもから若者、大人となっていく過程で必要な支援が途切れない体制をとるため、現行において**不足する施策を明らかにし、支援を充実**するように取り組む。

(2)こどもに関する計画の策定状況

◆ 長野市子ども・子育て支援事業計画（第三期）【令和7年4月～】

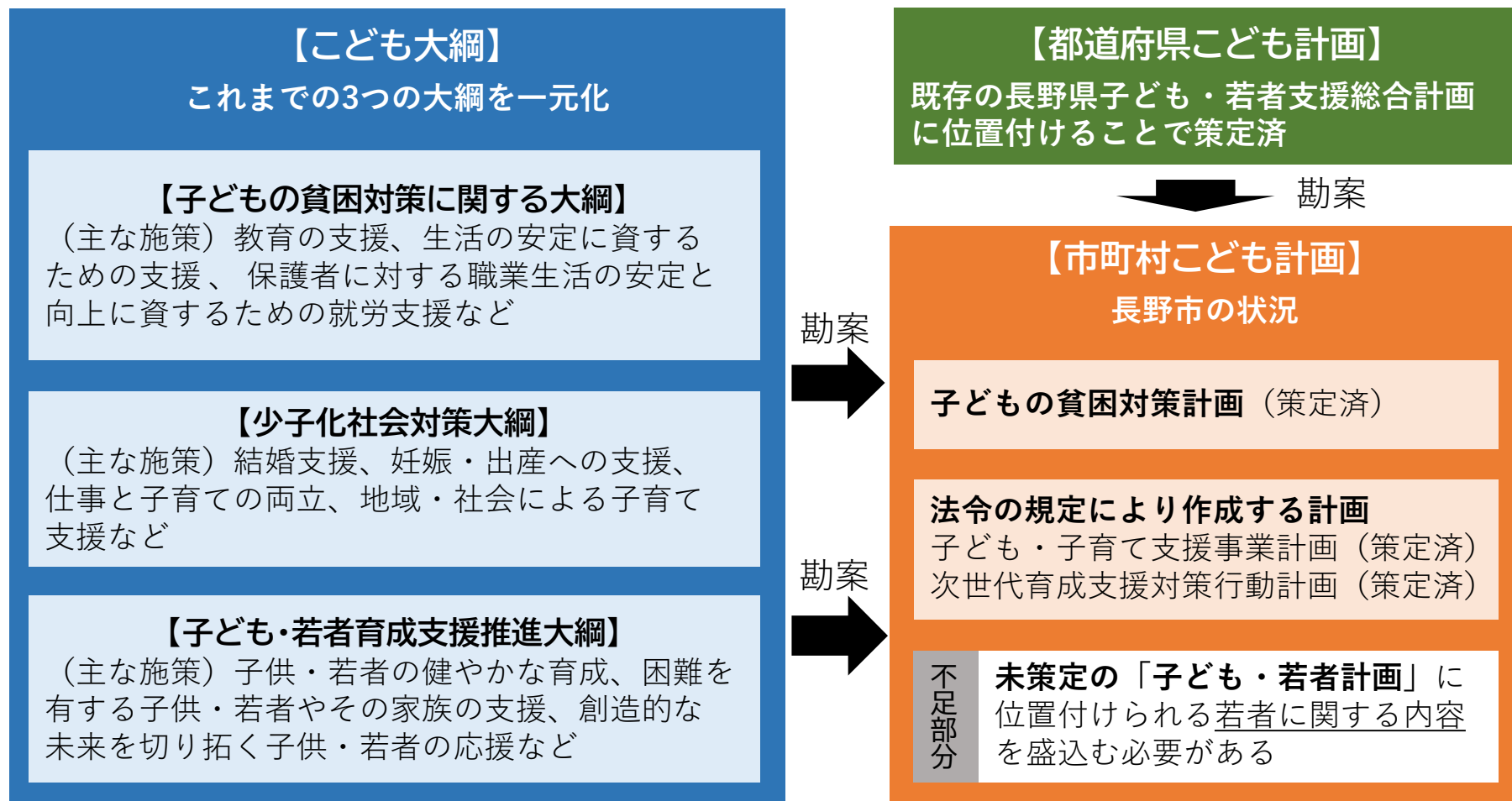
（次世代育成支援対策行動計画を含む）

◆ 長野市子どもの貧困対策計画 【令和5年4月～】

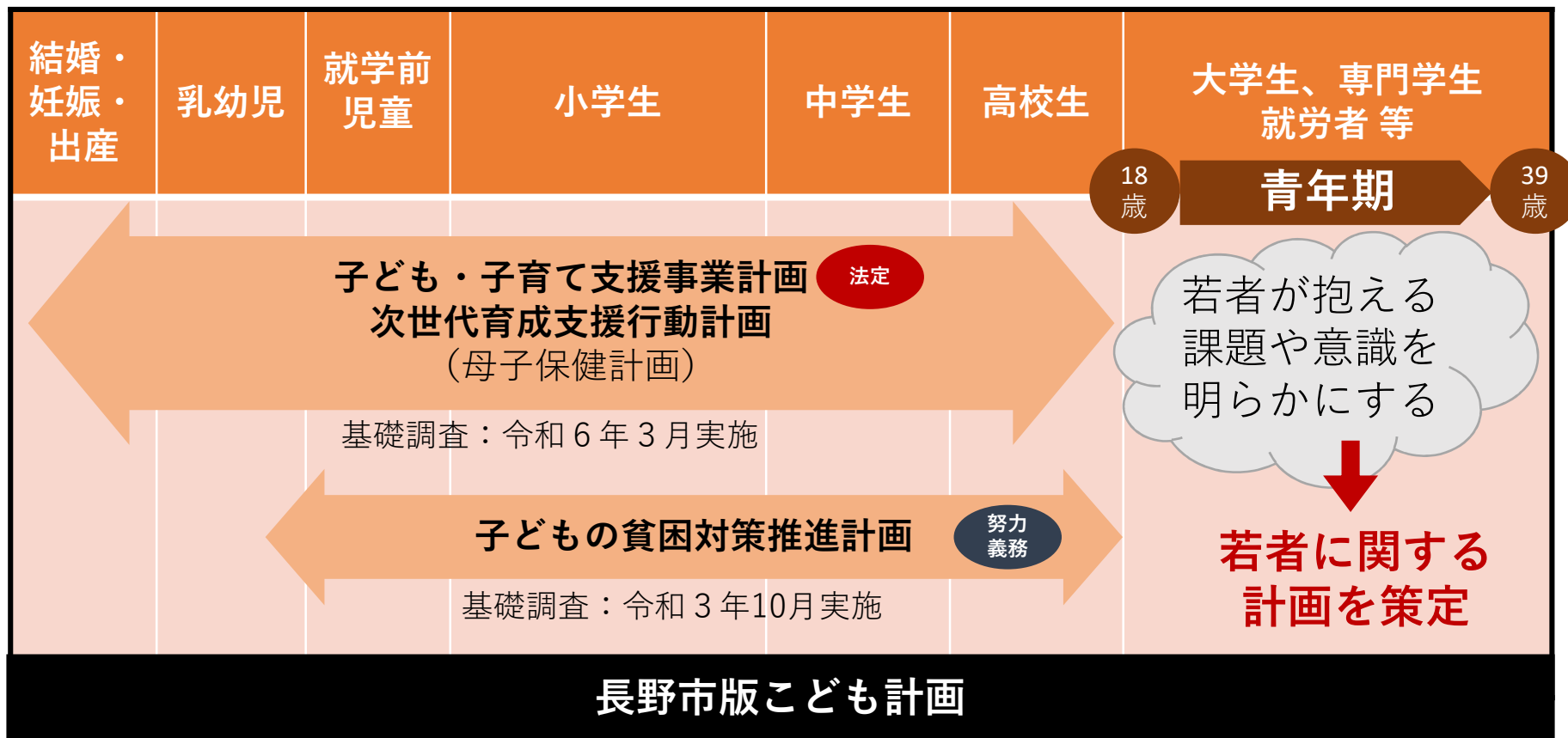
(3) こども基本法

第10条において、都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成すること、**市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めること**としている。

(4) こども大綱

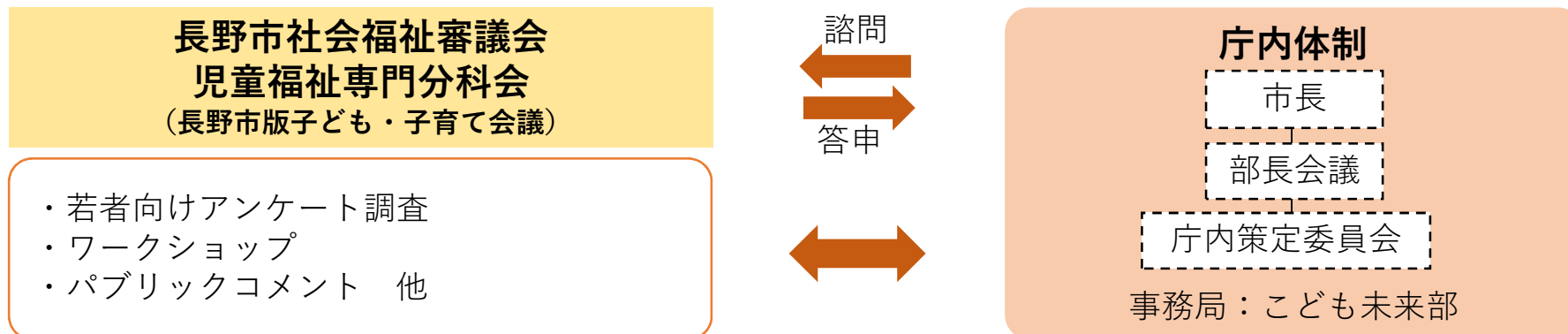


(5) 市町村こども計画の対象範囲イメージ



- ・本市の若者への支援を充実するため、若者への施策を整理し、全庁的に若者の課題解決に向けた意識を高め、不足する若者施策の展開につなげる。
- ・同時に計画の策定に必要な若者世代の基礎データ把握のため、思春期から青年期（高校生～39歳の若者）の課題や意識について、アンケート等による調査 及び 対話による意見聴取等を実施し、計画を策定する。

(6) 若者施策検討(若者に関する計画策定)体制



(7) スケジュール案

	R6年度			R7年度											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
こども計画		庁内若者施策の整理													
		アンケート調査項目検討		発送準備	アンケート実施	アンケート集計		ワークショップ等による意見聴取			パブコメ			施行	
審議会					◎ 5/30 諮問							◎ 答申			
庁内				● 部長会議 (計画策定)						● 部長会議 (素案・パブコメ実施)			● 部長会議		
議会				● 政策説明会						● 政策説明会			● 政策説明会		